

良質な雇用を生み出すマッチングサポート事業業務委託

企画提案募集要領

令和5年4月

山梨県産業労働部労政人材育成課

1 業務の概要と提案を求める理由

主には就職氷河期世代を含む一般求職者を中心に良質な雇用へと結びつけるため、オンラインによる合同就職面接会を開催するとともに、求職者と企業のマッチングをバックアップするため、求職者向けセミナー及び企業の採用力強化のための講座を併せて開催する事業の受託事業者を選定するため、以下に基づき企画提案を公募する。

2 業務の内容

(1) 業務名

良質な雇用を生み出すマッチングサポート事業

(2) 業務内容

別添「良質な雇用を生み出すマッチングサポート事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 委託料上限額

6,998,277円（消費税及び地方消費税額相当額を含む）

※この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

※委託業務に係る全ての経費を含む。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和5年12月15日まで

3 企画提案に係る日程

(1) 参加表明書の提出 令和5年4月17日（月）～4月27日（木）

(2) 質問 令和5年4月17日（月）～4月24日（月）

(3) 企画提案書の提出 令和5年4月28日（金）～5月15日（月）

4 企画提案への参加表明について

(1) 提案参加資格

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ②物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者又は契約までに名簿に登載見込みの者であること。
- ③この公告の日から企画提案審査の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- ④県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号

に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(2) 企画提案への参加表明

- ①提出期間 令和5年4月17日（月）～4月27日（木）午後5時まで
- ②提出先 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁別館3階
山梨県産業労働部労政人材育成課 地域雇用担当
- ③提出方法 持参又は郵送（提出期間内必着）とする。
- ④提出書類 企画提案参加表明書（様式1）及び誓約書（様式2）
- ⑤その他 郵送により参加表明書及び誓約書を受け付けた場合には、事務局から電話で確認の連絡を行うので、郵送後2日以内（土曜・日曜日を除く）に連絡がない場合には、事務局に問い合わせること。

5 企画提案に係る質問について

- (1) 受付期間 令和5年4月17日（月）～4月24日（月）午後5時まで
- (2) 提出先 山梨県産業労働部労政人材育成課 地域雇用担当
電子メール jinzai-bank@pref.yamanashi.lg.jp
- (3) 提出方法 電子メールとする。件名を「マッチングサポート事業企画提案公募に関する質問」とし、電話にて事務局にメールの受信確認を行うこと。
- (4) 提出書類 質問書（様式3）
- (5) その他 質問に対する回答は、令和5年4月27日（木）までに質問者へ電子メールで送付及びホームページに掲載する。

6 企画書の提出について

- (1) 提出期間 令和5年4月28日（金）～5月15日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。
- (2) 提出先 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁別館3階
山梨県産業労働部労政人材育成課 地域雇用担当
- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期間内必着）とする。
- (4) 提出書類 以下の①～④を1セットとし、これを企画書と呼ぶ。
 - ①企画提案書（任意様式）
 - ②会社・業務概要書（様式4）
 - ③実績報告書（様式5）
 - ④見積書（任意様式）
- (5) 提案数 1者1案とする。
- (6) 提出部数 7部（A4判） 正本1部、副本6部
※パンフレット等の添付書類がある場合は、別綴りとする。
- (7) 作成にあたっての留意点
 - ①提出書類は原則としてA4判で作成し、文字は10.5ポイント以上、上下左右に20mm以上の余白を設定すること。（A3判の仕様はやむを得ない場合のみに限ることとし、その場合は片面、Z折りとする。）
 - ②（4）①の企画提案書は両面印刷とする。（用紙が縦の場合は左右開き、横の場合は上下

開きとする。)ただし、構成上必要な部分においては片面でも良い。

- ③表紙・目次（添付書類一覧表を含む）を付け、ページ下にはページ番号を付番すること。
- ④提案内容は、考え方や実現方法等について、表や図等も活用しながら分かりやすく、かつ簡潔・明瞭に記載すること。

(8) 提出書類の内容

- ①企画提案書には別に定める仕様書に基づき、具体的な取組方針、業務スケジュール、実施体制、実施方法等を記載し、提出すること。
- ②仕様書に記載されていない事項であっても、業務の推進・目的達成のために必要と認められる事項については、委託料の上限額の範囲内で、積極的に提案すること。
- ③できる限り「良質な雇用を生み出すマッチングサポート事業業務委託企画提案公募採点表」（以下「採点表」という。）の項目に沿って企画提案書の作成を行うこと。また、特徴や利用者にとって有益と考えられる追加提案や独自のアイデア等がある場合は、分かりやすく記載すること。
- ④見積書については次のとおりとする。
 - ア 見積額は「一式」ではなく、項目ごとに記載すること。（広報費、賃借料、通信費、消耗品費、旅費等）
 - イ 見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を基準に契約の協議を行うので、企画書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除いた金額を見積書に記載すること。

(9) その他

- ①郵送により企画書を受け付けた場合には、事務局から電話で確認の連絡を行うので、郵送後2日以内（土曜・日曜日を除く）に連絡がない場合には、事務局に問い合わせること。
- ②提出期限後における企画書の再提出、差し替えは一切認めない。

7 企画提案等のプレゼンテーションについて

- (1) 日時・場所 令和5年5月18日（木） 時間、場所は別途通知する。
- (2) 所要時間 ①企画提案の説明：15分 ②質疑応答：20分
- (3) 参加人数 2人までとする。
- (4) 説明資料 説明は、企画書について行うこと。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、状況によっては書面審査とする場合あり。その際は別途連絡することとする。

8 審査方法・基準

良質な雇用を生み出すマッチングサポート事業審査会が、企画書の内容及び提案者のプレゼンテーションにより審査する。

企画提案の評価項目と各項目に対する評点は、採点表のとおりとし、評価の得点が最も高い者を契約締結候補者として選定する。

得点が同一の場合は、審査項目「合同就職面接会」の得点が最も高い提案者を選定する。

総得点が1位であっても、事業の趣旨に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は契約締結候補者に特定しないことがある。

9 審査結果の通知

(1) 審査結果については、選定・不選定にかかわらず書面により通知する。

(2) 企画提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の企画提案は無効とする。

- ①企画提案に参加する資格のない者が提案したとき
- ②所定の日時及び場所に企画書を提出しないとき
- ③同一人が二件以上の企画提案をしたとき
- ④企画提案に関してその他不正の行為があったとき
- ⑤見積書の金額が不明な企画提案をしたとき
- ⑥その他、指示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

10 契約の締結等

(1) 8により選定された提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続きを行う。

(2) 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。

(3) 契約については、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

11 その他

(1) 提出された企画書は返却しない。なお、県は提出された書類について、本企画提案以外の目的で提案者に無断で使用しない。

(2) 企画提案に要する一切の経費は、提案者負担とする。

(3) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

12 事務局（問い合わせ先）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁別館3階

山梨県産業労働部労政人材育成課 地域雇用担当

電話 055-223-1562（8時30分～17時15分）

電子メール jinzai-bank@pref.yamanashi.lg.jp

良質な雇用を生み出すマッチングサポート事業業務委託 企画提案公募採点表

【採点基準】

5：特に優れている

4：優れている

3：標準

2：やや劣っている

1：特に劣っている

※配点が10点の項目は5を標準として、1点単位で評価する。

No.	項目	詳細	配点 50点満点
1	業務遂行能力	同種業務の受託実績があり、本業務の遂行に有益な知見を有していると判断できるか。	5
2	実施体制	事業実施にあたり、実施体制と管理体制が整っており、事業を効果的に実施できる体制か。	5
3	事業周知	求職者、企業への周知方法は具体的であり、効果的か。	10
4	合同就職面接会	面接会の内容に工夫を凝らし、求職者と企業が参加しやすいものとなっているか。 参加者を集める工夫がされているか。	10
5	参加企業向けセミナー	セミナーの内容が参加企業の採用力強化に向けて効果的なものになっているか。	5
6	求職者向けセミナー	面接会の効果的な活用方法や企業との面接の留意点、ビジネスマナーなど、セミナーの内容が工夫を凝らしたものになっているか。	5
7	アウトプット達成の実現性	良質な雇用の創出という目的を理解し、アウトプットを達成する企画となっているか。	5
8	見積書	委託費総額、人件費等は妥当か。 積算根拠は妥当か。	5